

横浜・川崎地域の牛・豚の飼養農家における埋却地の実態調査事例結果

県央家畜保健衛生所

田中 嘉州 廣田 一郎
小菅 知之 前田 卓也

はじめに

平成 23 年 4 月に家畜伝染病予防法（以下、家伝法）が改正され、埋却地の確保等について、飼養衛生管理基準の中に追加された。本県の畜産経営は、都市化並びに住宅との混在化が進む中、限られた土地面積を有効に活用し、地域環境と共存を図っているところであり、牛の飼養農家においても、自給飼料の作付け面積は決して多くないことから、埋却地の確保については困難が予想された。

そこで、特に都市化の進んだ横浜・川崎地域の牛・豚の飼養農家における平成 24 年 2 月 1 日時点の定期報告（以下、定期報告）の結果をとりまとめ、口蹄疫等の家畜伝染病が発生した際に、患畜等の処分方法を適切に行っていくための一助とするため、現地調査等による実態調査を行ったので、その概要を報告する。

飼養衛生管理基準に係る定期報告の結果概要

1 飼養戸数及び頭数

本県の定期報告の集計結果によると、牛の飼養農家戸数及び頭数は、県下 336 戸 13,429 頭であった。家畜保健衛生所（以下家保）別では、当所管内 111 戸 3,879 頭であり、このうち横浜・川崎地域は、27 戸 1,210 頭であった。豚は、

表 1 牛の飼養戸数及び頭数(平成 24 年 2 月 1 日時点)

牛	(県下全体)	336戸	13,429頭
	(湘南家保管内)	225戸	9,550頭
	(県央家保管内)	111戸	3,879頭
	(横浜・川崎地域)	27戸	1,210頭
	(その他の地域)	84戸	2,669頭

※ 酪農・肉用牛の兼業農家の戸数は、主業の方で集計

県下 72 戸 77,204 頭であった。家保別では、当所管内 42 戸 48,483 頭であり、このうち横浜・川崎地域については、11 戸 10,759 頭であった。

(表 1、表 2)

表 2 豚の飼養戸数及び頭数(平成 24 年 2 月 1 日時点)

豚 (県下全体)	72 戸	77,204 頭
(湘南家保管内)	30 戸	28,721 頭
(県央家保管内)	42 戸	48,483 頭
(横浜・川崎地域)	11 戸	10,759 頭
(その他の地域)	31 戸	37,724 頭

※ 豚については、趣味的飼養農家を除いて集計

2 埋却地に関する定期報告結果

定期報告を集計した結果、牛の飼養農家 27 戸中、埋却地が「有」と回答したのは 18 戸であった。「有」と回答した 18 戸の埋却地の場所と畜舎との距離は、およその距離が回答欄に記載してあり、これを 3 区分に集計した結果、「畜舎と同一もしくは隣接する土地」と区分できたものが 12 戸、「500m 以内」と区分できたものが 4 戸、「500m 以上」と区分できたものが 2 戸であった。

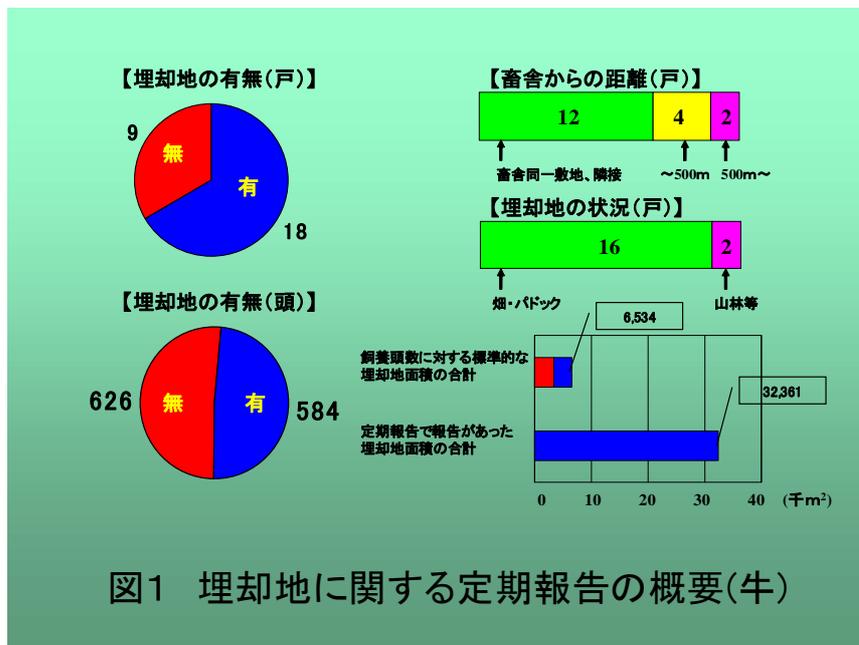


図1 埋却地に関する定期報告の概要(牛)

埋却地の現在の状況は、「畑」としたものが 14 戸、「パドック又は見学広場」としたものが 2 戸、「山林」としたものが 2 戸であった。また、各農家の埋却地面積について、飼養頭数に標準的な 1 頭当たりの埋却地面積(牛では 5.4m² とした。)を乗じた面積と比較した結果、必要面積は確保されていた。また、18 戸の埋却地面積の合計は、横浜・川崎地域に飼養されている牛の全頭数 1,210 頭を埋却するのに必要な面積を大きく上回っていた。(図 1)

豚は、豚の飼養農家 11 戸中、埋却地が「有」と回答したのは、7 戸であった。埋却地の場所と畜舎との距離は、「畜舎と隣接する土地」と区分できたものが 1 戸、「500m 以内」と区分できたも

の 4 戸、「500m 以上」と区分できたものが 2 戸であった。埋却地の現在の状況については、「畑」としたものが 5 戸、「畑と山林又は畑と水田」としたものが 2 戸であった。また、各農家の埋却地面積について、飼養頭数に標準的な 1 頭当たりの埋却地面積（豚では 0.9m^2 とした。）を乗じた面積と比較した結果、必要面積

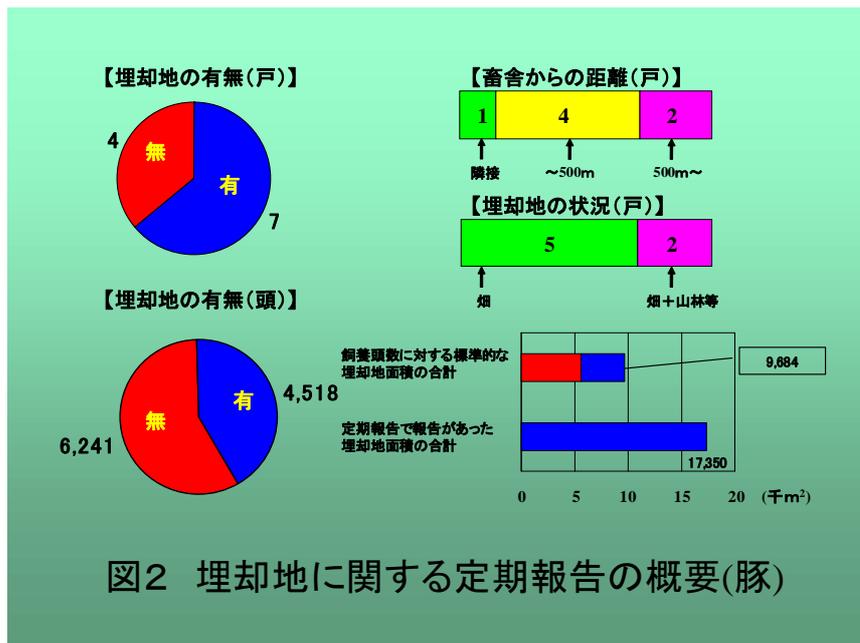


図2 埋却地に関する定期報告の概要(豚)

は確保されていた。また、7 戸の埋却地面積の合計は、横浜・川崎地域に飼養されている豚の全頭数 10,759 頭を埋却するのに必要な面積を上回っていた。(図 2)

現地確認等による実態調査

1 実態調査の方法

定期報告の結果では、牛・豚の飼養農家の約 3 分の 2 において、必要面積の埋却地が確保されていた。しかし、口蹄疫等が発生した際、これらの埋却地に患畜等を埋却できるか否かは、定期報告の回答だけでは判断できないと思われ、次の方法で実態調査を実施した。

現地調査を行う前にインターネットを利用して、① Y 社のポータルサイトにある地図情報により、埋却地周辺の状況、河川の位置及び地形の状況を確認、②国土交通省の土地分類調査、水調査の情報により地質及び地下水の確認、③横浜市の環境地図情報提供システム及び川崎市地図情報システム等により様々な土地規制等の確認を行った。

現地調査としては、①埋却地場所及び定期報告書内容の再確認、②畜舎から埋却地までの道順(ルート)及び道幅の確認、③人家の有無を含めた周辺環境の確認、④農家の埋却等に対する意向の確認を行った。

2 埋却地の事例

(1) A 農場の埋却地

定期報告によると、A農場の埋却地は畜舎と同一敷地内にあり、利用状況はパドックとの回答であった。埋却地は傾斜地となっており、以前は育成牛を運動させるためにパドックとして利用していたが、現在は全く利用していないとのことであった。また、A農場は井戸水を家畜に与えており、井戸水の深さ等を確認し、

湧き水の心配はないと判断できた。なお、埋却地は、バックホー等の重機が利用できる傾斜角であること、削土も敷地内に仮置きできるほど十分な面積を有していることを確認できた。しかし、敷地を囲むように、人家が立地しており、埋却地を見下ろすことができる人家が、南東側に3戸あり、A農家も臭気等に対する苦情等について気に掛けているとのことであった。(図3)

(2) B農場の埋却地

定期報告によると、B農場の埋却地は畜舎から100m程離れた場所に位置し、畑として現在利用しているとの回答であった。畜舎からの距離も概ね100mであり、埋却地の西及び南側にはB農場の自給飼料畑が広がっていた。掘削後の湧き水は、地形等から推察し、畜舎より高台に位置していること

から心配はないと判断できた。また、周囲の環境は、西側のB農場の自給飼料畑の脇に人家が 1



図3 A農場の埋却地

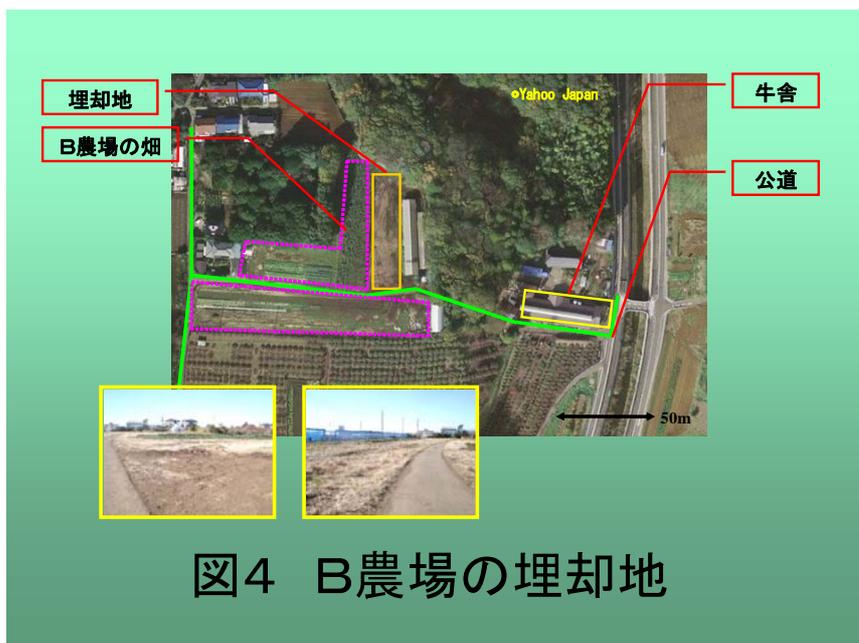


図4 B農場の埋却地

戸立地していたが、B農場の親戚とのことで、埋却に対する説明はし易いとB農家は考えていた。埋却地までの公道は、B農場以外の車両が利用することはほとんどないと思われ、小型トラックの往来は可能であった。しかし、道幅のやや狭い農道で中型トラックの往来は難しいと思われた。

(図4)

(3) C農場の埋却地

定期報告によると、C農場の埋却地は畜舎から1kmほど離れた場所に位置し、畑及び山林として現在利用しているとの回答であった。畜舎からの距離は1km以内であり、蜜柑畑であることが確認できた。掘削後の湧き水は、地形等から心配ないと判断できた。しかし、埋却地までの公道は、



図5 C農場の埋却地

地域住民並びに一般車両の往来の激しい道路であり、公道から蜜柑畑に入る入口が狭い、蜜柑畑の法面が工作物によって出来ているなど、やや利用しにくい状況であった。なお、周囲の環境は、西側に人家及び幼稚園が近くにあり、C農家は、幼稚園を含む周囲への説明の難しさを理解しており、県等に対し埋却以外の処理方法についても検討してほしいとの要望であった。(図5)

(4) D農場の埋却地

定期報告によると、D農場の埋却地は畜舎から1kmほど離れた場所に位置し、畑及び水田として現在利用しているのと回答であった。畜舎からの距離は約1.5kmで、埋却地の畑と水田が公道を挟んで立地していた。畑は高台にあることから、湧き水の心配はないと思われたが、水田については言わずもがなであった。また、畑の面積だけではD農場の家畜全頭は埋却できないことも判明した。周囲の環境は、埋却地近くの公道が、地域住民の散策路並びに犬の散歩コースとなっており、日頃から人が接近しやすい環境にあった。D農家も、地域住民及び周辺環境への影響、

すなわち、長年築いてきた地域住民との良好な関係が、患畜の埋却により壊れてしまうのではないかと懸念しており、出来るだけ生産者に負担のない処理方法の検討を要望された。(図 6)

3 実態調査結果

実態調査を行った結果、人家等との距離が近い埋却地は、牛の飼養農家で 5 件、豚の飼養農家で 2 件であった。人家等との距離が、100m 未満の埋却地は牛の飼養農家で 9 件、豚の飼養農家で 3 件であった。また、道路幅は、軽トラック程度がやっと通れる農道を通る必要がある埋却地が、牛の飼養農家で 2 件、豚の飼養農家で 1 件であった。また、湧き水等、試掘等による詳細な

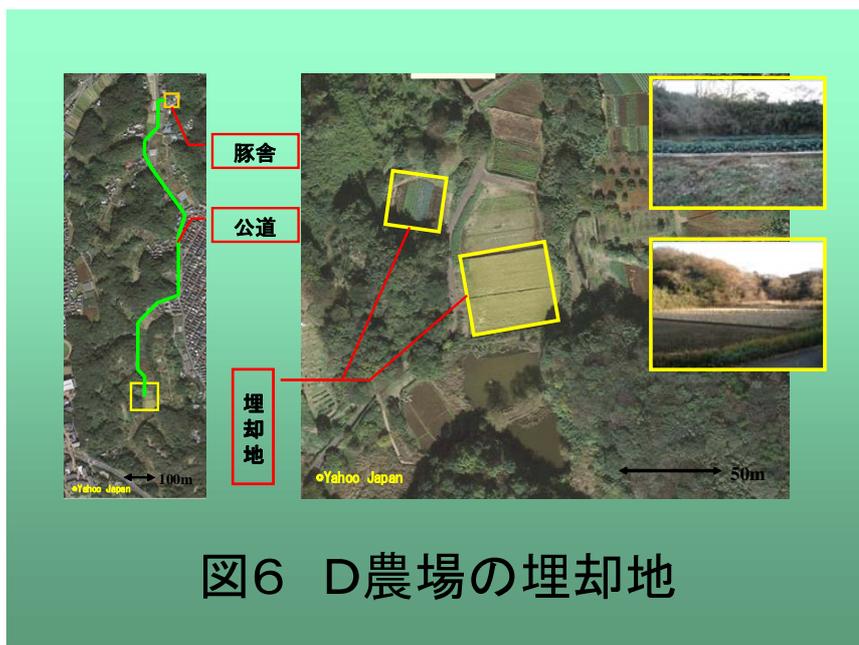


図6 D農場の埋却地

表3 実態調査の結果

	人家との距離			道路幅		湧き水等
	近い	100m未満	100m以上	軽トラ	その他	
牛	5	9	4	2	16	6
豚	2	3	2	1	6	3

単位: 件(戸)数

確認を要する埋却地は、牛の飼養農家で 6 件、豚の飼養農家で 3 件であった。(表 3)

埋却に対する農家の意向は、「周囲に人家があり反対される」並びに「地域に迷惑は掛けられない」等何らかの理由により、埋却そのもの或いは埋却後に発生する臭気の問題について危惧し、別の処理方法を検討する要望が多く寄せられた。

まとめ

定期報告及び実態調査により、管内の横浜・川崎地域の牛及び豚の飼養農家の埋却地の実態が明らか

かになった。埋却地があるとした農家においては、周辺の人家・施設等の有無、道幅並びに運搬コースの検討等について諸条件が異なることから、埋却地毎に事前に対応策を検討し、口蹄疫等の発生の際には速やかに防疫措置が取れるように準備を進める必要があった。しかし、約3分の1の農家が埋却地を未確保であり、畑等の自己所有地を持っていても、自らの判断で埋却地がないとしている農家もあり、引き続き埋却地の確保に向けた情報提供並びに助言を行っていく必要があった。今後、自己所有牛を埋却する以上の埋却地面積を有している農家もいることから、周辺環境への影響が少ない場所での共同埋却地の選定及び共同埋却地を提供した農家だけに負担を強いることのない適切な管理方法を検討していきたい。

ところで、今回の調査の結果、横浜・川崎地域においては、100頭程度の発生であっても、簡単に埋却が出来ると思えず、埋却後の苦情や環境対策等を考えると、出来るだけ埋却に頼らない色々な方法を検討する必要があった。その埋却に代わる方法の一つとして、国等で研究・開発された移動式のレンダリング車を活用する方法が上げられる。この方法においても、移動式レンダリング車の設置場所の確保など課題はあるが、その最終処理物を何かしらの方法で焼却または化製処理場で化製処理をし、一切埋却しない方法が可能かどうか検討を進めていきたい。特に、生産者の多くが埋却以外の処理方法を希望しており、また、宮崎県における埋却地の埋却後の対応及び後年度予算について考えると、本県として検討する必要があると思われる。